

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和6年11月20日

九十九里地域水道企業団
企業長 鹿間 陸郎

1 一般競争に付する事項

- (1) 件名 ガスクロマトグラフー質量分析計（VOC測定用）の購入
- (2) 納入場所 東金市松之郷3761番地1
- (3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
- (4) 納入期限 令和7年3月21日限り
- (5) 本件の概要

ア 目的

本件は、購入仕様書に基づきガスクロマトグラフー質量分析計を購入するものである。

イ 概要

- (ア) ガスクロマトグラフ 1式
 - (イ) 質量分析計 1式
 - (ウ) パージ・トラップ装置 1式
 - (エ) データ処理装置 1式
 - (オ) 無停電電源装置（UPS） 1式
 - (カ) 付属品 1式
- (6) 予定価格 落札決定後公表
 - (7) 最低制限価格 無
 - (8) 入札保証金 免除
 - (9) 契約保証金 無

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本件の公告日前に効力を有する令和6・7・8年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類)7・理化学機器、(中分類)2・気体分析機器について希望の登録がある者。
- (2) 本件の公告日から本件の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本件の公告日前に千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県に本店又は支店等(契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。)がある者。
- (4) 別紙購入仕様書を満たしている製品且つ新品を納入できる者。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本件の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本件の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場 所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日 時 令和6年12月10日(火) 午前・~~午後~~ 10時00分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 到着期限 令和6年12月9日(月)午後5時必着
- (3) 送付先 〒283-0802

東金市東金769番地2

九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒(角形2号程度)及び中封筒(長形3号程度)の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書を入れて封かん(同封されていない場合は入札無効となります。)し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 指定した郵送先
- (イ) 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書在中の旨
- (ウ) 公告した件名
- (エ) 公告した納入場所
- (オ) 開札日
- (カ) 入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 入札書在中の旨
- (イ) 公告した件名
- (ウ) 公告した納入場所
- (エ) 開札日
- (オ) 入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。
封筒の封は糊付けをお願いします。

6 入札回数

入札の回数は3回とする。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和6年11月25日(月)午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和6年11月28日(木)にホームページに掲載します。

8 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

9 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

10 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。
ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。
なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札において落札候補者がいない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

11 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

ガスクロマトグラフー質量分析計
(VOC測定用)

購 入 仕 様 書

九十九里地域水道企業団

1 概要

(1) 装置概要

本件で調達するガスクロマトグラフ—質量分析計は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日厚生労働省告示第 261 号[最終改正令和 6 年 3 月 21 日厚生労働省告示第 99 号]）」別表第 14 に規定されている「パージ・トラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法」（以下告示法という。）により、別表に示す揮発性有機化合物を一斉分析できるものとする。

(2) 機器構成

| | | |
|---|---------------|-----|
| ア | ガスクロマトグラフ | 1 式 |
| イ | 質量分析計 | 1 式 |
| ウ | パージ・トラップ装置 | 1 式 |
| エ | データ処理装置 | 1 式 |
| オ | 無停電電源装置 (UPS) | 1 式 |
| カ | 付属品 | 1 式 |

(3) 納入（据付）場所

千葉県東金市松之郷 3761 番地 1

東金浄水場内水質試験棟（1 階 機器分析室 2（第①GC-MS 室））

(4) 納入期限

令和 7 年 3 月 21 日

2 装置仕様

(1) ガスクロマトグラフ

- ア カラムオープン温度範囲は室温+5°C~450°C以上であること。
- イ スプリット/スプリットレス注入口を備えること。
- ウ 質量分離部の真空を停止せずに注入口のメンテナンスが可能であること。メンテナンス後に自動でリークチェックする機能を有すること。
- エ キャリアーガスとして、ヘリウム及び窒素を使用できること。また、切替えが可能なバルブ、配管を有すること。

(2) 質量分析計

- ア イオン化法は電子イオン化法 (EI 法) が使用可能であること。
- イ イオン化電圧は 10~200eV 以上で、1 ステップごとに可変できること。

- ウ イオン化部は複数のフィラメントを備え、一方が切れた場合でも自動で切替わり、分析を中断せず実行できること。
- エ 質量分離部は四重極型であること。
- オ 真空排気系のターボ分子ポンプは 255L/s 以上の総排気能力を有すること。ロータリーポンプは 30L/min 以上であること。
- カ 測定質量範囲は 1.6~1020 m/z 以上であること。
- キ スキャンモードと SIM モードの同時測定が可能であること。
- ク スキャン速度は最大 20,000u/s 以上であること。
- ケ オクタフルオロナフタレン (OFN) 1pg をスキャンモードで測定時、 m/z 272 の S/N が 1000 以上であること。
- コ IDL (装置検出下限) は標準の EI イオン源仕様で OFN 10fg 以下 (SIM モード, m/z 272) であること。

(3) ページ・トラップ装置

- ア クライオフォーカスを用いずに測定成分を濃縮可能であること。
- イ キャリアガスとして、ヘリウム及び窒素を使用できること。また、分析待機時に切替バルブ等でヘリウムから窒素へ切替えられること。
- ウ 配管は不活性処理を行ったものを使用していること。
- エ 内部標準液ボトルを 2 本以上搭載し、内部標準液の自動注入ができること。

(4) データ処理装置

- ア 自動シーケンス動作中に、測定中のものを含めてデータ解析が可能であること。
- イ パソコンスペックは、各装置の制御及び測定中のデータ解析実行に必要な十分な能力を有すること。
- ウ 各装置の制御、データ取得、多成分一斉定量解析及び測定結果レポート作成等に必要なソフトウェアを搭載すること。
- エ 各ソフトウェアは、すべて日本語対応であること。
- オ NIST 最新版ライブラリーを搭載すること。
- カ オートチューニング機能を有すること。
- キ netCDF 形式 (拡張子 CDF) のデータファイルを定性あるいは定量解析できること。
- ク OS は Microsoft Windows11 以降で、Microsoft Word 及び Excel (永続ライセンス版) を搭載すること。
- ケ 23 インチ以上の液晶ディスプレイを付属すること。

- コ A4 以上対応カラーレーザープリンターを付属すること。
- サ その他、ケーブル、テーブルタップ等の装置の稼働及び設置に必要な消耗品を付属すること。

(5) 無停電電源装置 (UPS)

- ア 常時インバータ給電方式であること。
- イ ページ・トラップ装置、ガスクロマトグラフー質量分析計本体、パソコン及びディスプレイ等と接続し、測定状態において 30 分程度のバックアップ時間を確保できること。

(6) 付属品

| | | |
|---|----------------|---------|
| ア | 日本語版取扱説明書 | 2 部 |
| イ | 標準付属品 | 1 式 |
| ウ | 揮発性有機化合物分析用カラム | 1 本 |
| エ | フィラメント | 2 本 |
| オ | ページ・トラップ用バイアル瓶 | 100 本以上 |

3 据付調整等

(1) 据付調整

- ア 納品に先立ち、搬入方法、本体及びガスボンベ設置場所、ガス配管、電源容量、コンセント形状等を確認すること。
- イ 装置の稼働に必要な電気工事、ガス配管工事を行うこと。工事を行う際は、発注者と協議のうえ実施すること。
- ウ キャリアーガスとしてヘリウム及び窒素が使用できるシステムとし、切替え可能なバルブ、配管を設置すること。
- エ ヘリウム及び窒素ガスについて、半自動切替装置及び各レギュレーターを新設すること。
- オ 耐震対策を行うこと。
- カ その他、装置の稼働に必要な部材の調達を受注者の負担により行うこと。
- キ 据付後、すべての機器が正常に動作するよう十分な調整を行うこと。

(2) 性能確認検査

- ア 据付調整後に、別表に示した揮発性有機化合物について次に示す性能確認検査を実施し、条件を満たすことを確認すること。

- イ 別表に示した標準液濃度で検量線を作成し、その決定係数がそれぞれ 0.99 以上であること。なお、検量線の回帰式には直線回帰モデルを用い、各濃度点の重み付けを行ってもよい。
- ウ 検量線作成に使用した標準液濃度の最低濃度に調製した試料について繰り返し測定 (n=5) し、検量線により定量した濃度の CV 値が 20% 以下であること、また濃度の平均値が調製濃度の 80~120% の範囲内であること。
- エ 測定は告示法により実施すること。

4 その他

(1) 保証等

- ア 納入後 1 年間、通常の使用において不具合及び性能低下が発生した場合は無償で復旧対応すること。
- イ 不具合の連絡後、速やかに初期対応を行うこと。必要に応じて技術者を派遣し対応すること。
- ウ 納入から概ね 1 年後に、無償で保守点検 (部品交換を含む) を実施すること。
- エ 納入後 1 年以内に制御解析ソフトウェア等の更新が行われた場合、無償でバージョンアップを行うこと。

(2) その他

- ア ヘリウム及び窒素キャリアーガスそれぞれについて、分析に必要なメソッドを作成すること。
- イ 納入等の日程については、別途協議するものとする。
- ウ 装置の搬入、据付調整等においては、安全に十分留意のうえ作業すること。設備へ損傷を与えた場合または事故等が生じた場合は、直ちに作業を中断し速やかに報告すること。また、受注者の責任において復旧または補償すること。
- エ 設置場所にて、基本操作及び日常メンテナンス方法についての講習会を実施すること。
- オ 既設のページ・トラップ装置及びガスクロマトグラフー質量分析計本体一式の撤去、引き取りを行うこと。
- カ その他、本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合については、別途協議のうえ決定するものとする。

別表

| 揮発性有機化合物 | 標準液濃度 (µg/L) | | | | | | | |
|----------------------|--------------|-----|---|---|---|----|----|----|
| | 0.2 | 0.5 | 1 | 2 | 5 | — | — | — |
| 四塩化炭素 | 0.2 | 0.5 | 1 | 2 | 5 | — | — | — |
| 1,4-ジオキサン | — | — | — | — | 5 | 10 | 15 | 20 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| トランス-1,2-ジクロロエチレン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| ジクロロメタン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| テトラクロロエチレン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| トリクロロエチレン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| ベンゼン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| クロロホルム | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| ジブロモクロロメタン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| ブロモジクロロメタン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| ブロモホルム | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | 15 | 20 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.2 | 0.5 | 1 | 2 | 5 | — | — | — |
| トルエン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | — | — |
| 1,1,1-トリクロロエタン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | — | — |
| メチル-t-ブチルエーテル (MTBE) | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | — | — |
| 1,1-ジクロロエチレン | — | — | 1 | 2 | 5 | 10 | — | — |